

近世後期における一豪農の「家訓」

——安芸国山県郡加計村佐々木八右衛門家の事例——

濱 田 敏 彦

はじめに

近世中後期における地域社会の「中間層」たる村役人・豪農をめぐる研究では、1990年代、国訴や郡中議定などに視点をすえた郡中惣代や大庄屋の分析が蓄積され、久留島浩氏、平川新氏、谷山正道氏らによって多くの成果があげられた。⁽¹⁾ また、吉田伸行氏は、村役人＝村方地主が村社会におけるヘゲモニー主体として幕末の豪農に成長する点などを論じて、その提唱を「地域社会論」として大きく展開した。⁽²⁾ さらに、渡辺尚志氏は、「世直し状況」論を批判的に継承し、「全国的な豪農－『半プロ』分解という単一の農民層分解」に対して、豪農の行動様式を3つのパターンで理解しようとした。その研究では、豪農＝「中間層」の関心が家の経営維持にあることを前提にした上で、行動様式の差異は小前農民との対峙のあり方、すなわち豪農をとりまく社会関係に規定されることが示された。⁽³⁾

本稿は、このような研究動向を踏まえつつ、近世後期の芸北地域における豪農佐々木八右衛門家に残された「家訓」を題材に、そこにあらわされた地域「中間層」たる豪農の「意識」と、その「家訓」成立の背景などについて検討することを課題としている。

対象とするのは、安芸国山県郡加計村の佐々木（隅屋）八右衛門家である。⁽⁴⁾ 同家は、郡内はもとより県内屈指の豪農であるとともに、『芸藩通志』に「家産鉄鉞を主とす、郡の豪戸たり」と記され、山県郡で数多くの鑑・

鍛冶屋を操業する鉄師（鉄山経営者）でもあった。同家の家伝「加計万乗」や「国郡志御用ニ付書出しらべ帳」によれば、その由緒は、祖先を鎌倉時代の隠岐国守護佐々木清高の子である富貴丸五郎とし、鎌倉幕府が滅亡した正慶2年（1333）、隠岐国を脱した富貴丸五郎が出雲・石見・周防などを遍歴したのち安芸国に至って加計村香草に土着したとされる。そののち慶安4年（1651）に加計村香草から同本郷に移り（池町屋）、万治3年（1660）加計市町割に際して「新町二軒口」を買い取って居宅を建て、屋号でもある隅屋と名付けた。隅屋は代々八右衛門を称し、加計村庄屋を始め、郡年寄役・社倉支配役・割庄屋役、紙楮支配役など郡内の重役を歴任して、地域の政治における中心的な役割を果たした。同家は、歴年の勤功が藩から認められて、寛政2年（1790）6月には「他所向苗字永々御免」を、続いて文化11年（1814）年正月には「苗字帯刀御免」を許され、佐々木家を名乗るようになった⁽⁵⁾。

この佐々木八右衛門家に、「内證記 他見不免」と題された史料が存在する⁽⁶⁾。この史料は、第16代（隅屋5代）正任（寛保2年生～寛政11年卒）が、寛政9年（1797）10月15日付で嗣子佐太郎（のちの正一）ら宛に遺書として書き残したものが元になっている。それを、文政10年（1830）、第17代（隅屋6代）佐々木正一（明和3年生～天保3年卒）が「家持入用之処」を中心に抜粋し、「家訓」も含めた家業に対する心得を覚書にしたものである（以下、正任が記した遺書も含めて便宜的に「内證記」とよぶ。「家訓の時代」ともいわれる江戸時代、安芸国山間部に遺された一豪農の家訓である「内證記」に焦点をあてて、近世後期、とくに18世紀後半の芸北地域の「中間層」たる豪農意識の一端をさぐってみたい。

第1章 芸北地域の概況と佐々木家の経営動向概観

第1節 芸北地域の概況

まず、「内證記」が残された佐々木家の居村である加計村を中心とした地域状況を概観しておきたい。加計地域は、享保年間の「山県郡村々諸色覚

書」などから、⁽⁷⁾各村の中央周辺から隣村に向かって交通路が開かれていた様子がうかがわれ、佐伯郡下村から坪野村に入り、津浪・加計村を經由して戸河内村へ抜ける道は、広島から石州浜田へ至る重要な路線の一つともなっていた。また、坪野村から穴村・長笹村をへて山県郡東部へ向かう道、加計村永代橋を起点に戸谷村鶉木峠を越えて芸石道へつながる道、加計村から下筒賀村・下殿河内村・上殿河内村・戸河内村をへて奥山へ至る道などは、往還道として重要な役割を果たしていた。

18世紀以降、諸産業の発達を背景に商品輸送量が増加すると、新陸路の開発が進められた。加計地域を代表する鉄山業とも関連して、石州側から中国山脈越えの小鉄運輸や加計村浜所までの鉄製品輸送のため、あるいは鉄山の飯米など生活必需品輸送のために、加計村隅屋八右衛門によって新道が敷設された。⁽⁸⁾

一方、加計地域には太田川をはじめ多くの河川が流れており、陸上交通の整備にあたってはその河川を横切る橋が必要で、数多く架橋された。代表的な橋である加計村永代橋は、壱貫田から川を渡り井手筋に往来する道があったが不便なため、寛文元年（1661）1月に願出によって板橋がかけられた。そののち洪水によってたびたび破損したため、元禄12年（1699）に橋台から堅固になるよう、新庄村庄屋与三右衛門を肝煎役に修築された。⁽⁹⁾また、享保元年（1716）、発坂往還道の付け替えに際しては、「往古より山を越シ通路困難ニ付、新屋次郎左衛門・飯田屋市平次兩人より石工ヲ呼寄せ、岳切りあけ築地築上ケ」て道替えが行われている。⁽¹⁰⁾

とくに、18世紀初期から19世紀初期にかけて、商品流通が量的に拡大する中で、それに関わる豪農層が架橋の整備に積極的に出資した。文政9年（1826）の土居弁香橋の架橋に際しては、加計隅屋八右衛門が「かせい（加勢）」を依頼されてこれに応じたとされる。⁽¹¹⁾また、同年には、加計村井手ヶ平に長さ24間、幅4尺の新板橋を架す際に、「此入用一切スミヤ八右衛門出銀」して、滝本百姓から浮過に至るまで労働力を提供したとある。⁽¹²⁾この架橋やその修理・維持はもとより、本来藩費によって修復される建前であつ

た街道や脇街道の修築までもが、実際には郡割などの形で農民負担に転嫁されるようになっていき、その際に地域有力農民、豪農の経済的援助によることも大きかったことが想定される。

また、太田川水系上流に位置する加計地域では、近世前期から藩の御用荷物を中心に、薪・炭・板・木地・紙、あるいは腰林割木、扱苧・茶・こんにゃく玉などの商品が積み下され、林産物輸送を中心とする領主的物資輸送を担っていた。領主の公用物資を輸送することから始まった太田川舟運は藩の統制下のもと船奉行の管轄下にあつて船改めなどが行れたが、直接には村ごとに庄屋・組頭の支配下にあり、株船を勝手に増減することはできず、船主は株と引き換えに「船床銀」を納めた⁽¹³⁾。元禄4年(1691)には、太田川水系全域を対象に船改めが実施され、合計42艘の「船株」を固定化して株仲間化することが図られた。この船改めによって株を公認された42艘の船持たちは、太田川上流域農村の村役人・有力農民であり、佐々木八右衛門家もこの中に含まれていた。彼らは仲間を形成して定期・臨時の船寄総会を開催し、取り決め違反や諸紛争仲介、新規参入勢力に対する対抗などを協議した。また、荷積みする浜所を水系の位置によって上組・下組に分け、それぞれ船持集会を開催して、諸運賃、荷積み方法、船頭らの給銀・飯米、掘り浚えのような航路の維持・修繕諸費用分担などについて話し合いをもった。⁽¹⁴⁾

さらに陸運・水運の発達と関連しながら、近世の加計町域には加計村市が成立・発展していき、加計村市は太田川上流、山県郡西部、さらには石見国からの特産品を集荷して、水運によって広島城下町へ輸送する積み替え拠点となっていた。加計市の市立では、毎月3度(7日・17日・27日)の定期市として開かれ、その日は市中境内の各町家での取引はもちろん、「辻売買之義ハ米穀に限らず、その外何之品ニ而も御用物之外ハ、右便利筋を以て近村・近郷之者勝手次第之事」とされた。各地の商人や農民の「勝手次第」の売買が認められており、加計村市は、年貢の銀納や農村経済を維持するために必要な地域市場として性格をもっていた。⁽¹⁵⁾

近世後期の文化13年（1816）には、14カ条からなる「市立掟」が出されているが、その内容には遠隔地商人の商業活動に関するものも見られ、近世後期における加計村市が地域の農村市場としての役割をもつ一方で、より広範な地域の商業拠点となっていたことがわかる。文政年間の「国郡志御用ニ付下しらべ書出帳」には、市立ての日には近在はもちろん広島城下町をはじめ、津和野・浜田・銀山領などの他領商人も多数やって来て商業活動を行い、それにあわせて人びとが群集し、市立て日も遠国にまでよく知られていると記載されている。⁽¹⁶⁾背景には、地域農民が生産する麻苧・茶・煙草・蒟蒻玉などの諸商品生産の発展とその取引にあたる遠隔地商人の存在があり、それら商品が都市市場へ移出されるようになっていた農村経済の状況があった。また、それをうながした必要条件是、加計村市が、各地を結ぶ陸路輸送と質・量ともに発展する太田川水運輸送とを切り替える交通の要衝にあり、物資の一大集散地となっていたことであった。⁽¹⁷⁾

第2節 佐々木八右衛門家の経営動向概観

佐々木八右衛門家の諸経営のうち、まずは同家の家業の代名詞ともなった鉄山経営について概観する。すでに、「加計万乗」寛永19年（1642）の条には、家督相続に当たり田畑山林・酒造株・川鱒株などととも、加計村下久保田の長割鍛冶屋1軒を譲渡されたことが記されており、同家が17世紀中葉には鉄山業を開始しており、その経営は居村を中心とした小規模なものであったことがわかる。また、「加計万乗」には、貞享4年（1685）に藩から戸河内村横川の藩営鑛を譲渡されたことも記されており、貞享年間から元禄年間にかけて、同家の鉄山経営に銚精錬を目指す鑛操業が加わったとされる。⁽¹⁸⁾

山県郡内における鑛操業場所は、居村の加計村ではなく隣村の戸河内村が中心で、そのほか橋山村・東西八幡村で操業されていた。一方、鍛冶屋操業場所については、これも戸河内村を中心に、居村の加計村・橋山村・雲耕村・大暮村・東八幡村・川小田村などで操業されていた。とくに18世

表1 佐々木八右衛門家における鉄売捌数の動向(年平均)

	指数	年平均売捌高(束)
正徳3～享保2	100	2436.8
享保3～享保7	124.1	3024.8
享保8～享保12	151	3680.2
享保13～享保17	183	4459.8
享保18～元文2	172.4	4201.2
元文3～寛保2	191.8	4674.6
寛保3～延享4	202.1	4923.6
寛延元～宝暦2	225.1	5484.4
宝暦3～宝暦7	250.4	6102.8
宝暦8～宝暦12	276.8	6745.3
宝暦13～明和4	296	7212
明和5～安永元	293	7141
安永2～安永6	302.7	7375.8
安永7～天明2	339.2	8264.6
天明3～天明7	146.6	3571.2
天明8～寛政4	420.5	10247.4
寛政5～寛政9	491.1	11967.8
寛政10～享和2	403.2	9825
享和3～文化4	333.8	8133.4
文化5～文化9	450.6	10979.8
文化10～文化14	444	10819.6
文政元～文政5	538.9	13133
文政6～文政10	497.7	12128.6
文政11～天保3	441.9	10768.2
天保4～天保8	368.5	8979.8
天保9～天保13	469.9	11451

(註)『戸河内町史』通史編,表六-22より

紀前半の元文期を境に鍛冶屋数を増加させ、18世紀後半には郡内で7軒もの鍛冶屋を操業する巨大鉄師へと成長をとげた⁽¹⁹⁾とされる。また、同家では18世紀後期には、大坂鉄問屋からの鉄代銀前借りがなくなり、自己資金による経営が行われるようになった⁽²⁰⁾。

生産された鉄販売の状況については、18世紀初期の正徳3年(1713)～享保2年(1717)の5年間の平均鉄販売量は2436束であったが、そののち鉄販売量は急増し、30年後の寛保3年(1743)～延享4年(1747)の5年間の平均販売量が4923束、さらに30年後の安永2年(1773)～安永6年には平均7375束となっており、2倍、3倍と販売量が増加していることが指摘されてい

⁽²¹⁾る。とくに、表1で鉄の売捌数の動向を指数で追うと、幕府による大坂鉄座政策の影響を受けた天明3年(1783)～同7年の急落の直後、鉄座の廃止とともに販売量はV字型に回復し、寛政年間にはほぼ販売数の最高水準を達成している点が注目される。また、明和2年(1765)の佐々木八右衛門家における鍛冶屋操業の収支計算では、鉄価の高騰期であったとはいえ、計6軒の鍛冶屋で107貫373匁の莫大な黒字を出している。⁽²²⁾同家の鉄山経営がこのような動向にあった寛政年間に、同家の家訓である「内証記」は記されたのである。

なお、佐々木八右衛門家の鉄山経営は、寛政期から文化期にかけて鑪・鍛冶屋軒数を増加させ、引き続き鉄山経営を拡大させていく。しかし、寛政5年～同9年の平均売捌数を一つのピークに、その後は売捌高は徐々に減少へと転じるとともに、寛政12年(1800)頃から続く鉄価格の長期下落傾向が同家の鉄山経営に少なからぬ影響を与えた。⁽²³⁾さらに、鉄平均売捌数が1万束を回復した19世紀初頭の文化5年(1808)～同14年以降も経営状態は思わしくなく、文化13年(1816)、同家は藩に対して鉄山経営の休業を申し出たが、藩側から説諭されて経営を続行する事態となっている。⁽²⁴⁾

次に酒造業について概観する。山県郡では万治2年(1659)に施行された酒屋統制以降、酒屋17軒が株仲間の体制を組織しており、株数の増減は認められず、とくに他郡の酒屋の入り込みや山県郡内の酒屋が他所に出ることを禁じていた。佐々木八右衛門家では、延宝6年(1678)に有田村市郎右衛門より、5石4斗4升4合の酒造株を買い受けて酒造業を開始し、天明5年(1785)には、酒造高359石、天保2年(1831)には3株1090石まで酒造高を増加させた。⁽²⁵⁾同家の酒造高は、領主からの醸造制限や酒屋株仲間の販売協定による規制を受けつつも、大きな伸びを示している。たとえば、18世紀後半の宝暦8年(1758)の場合、前年度より造高が49石余り(対前年比25%増)増加して245石4斗7升2合となり、銀18貫109匁余の販売を行っている。⁽²⁶⁾このように、同家において酒造業の位置づけも決して小さなものではなかった。

そののち、天保年間の全国的に相次ぐ大凶作をきっかけに、幕府による酒造出来高を減らす減石令がたびたび出され、広島藩がこれにならった。このため、酒造業を柱としていた山県郡酒屋の中には、経営が維持できず酒屋を廃業して株を譲渡・売買するものもあらわれ、結果として一部の豪農商にそれが集中することとなった。酒造株17軒のうち、元禄10年には1軒1株ずつで、加計・大朝村に各3軒、都志村2軒、戸河内・穴・溝口・壬生・新庄・大塚・蔵迫・大利原・本地い各1軒ずつ9株であったのが、天保元年には、郡株が13軒に減少するとともに、加計村では佐々木八右衛門が3株、佐々木三郎右衛門が2株、都志見村では新屋が2株というように、「預け株」という形の金融を通じて、株所持者の淘汰と有力者への酒屋株集中傾向がみられた。⁽²⁷⁾

さらに、佐々木八右衛門家の農業・土地経営についても概観する。同家の持高は、宝永5年(1708)には居村の加計村で34石8斗、延享4年(1747)に77石3斗(加計村分のみ)であったが、鉄山経営の発展とともに土地集積が進み、明和5年(1768)に142石5斗(内、加計村106石1斗)、寛政9年(1797)には280石余となり、天保14年(1843)では528.798石にもおよんだ。ちなみに、最盛期の文化・文政期頃の佐々木家は、先述の鉄山経営に関連する鑪2カ所、鍛冶屋11軒のほか、酒造場4カ所を操業し、大坂通船2艘、川船18艘、牛48匹、馬87匹を有し、土蔵数は36カ所、借家は489竈にも及んでいた。しかし、鉄山経営の不振とともに、嘉永6年(1853)には経営再建のために「趣法」を行って田畑山林を売却し、文久3年(1863)の持高は加計村・戸河内村などで150石余にまで減少してしまうに至った。⁽²⁸⁾

第2章 「内証記」とその時代

第1節 「内証記」と農業生産への視点

「内証記」には、農業・山林業・商業などの経営や対人関係について、さらには生活全般の心得など多方面にわたる記載があるが、⁽²⁹⁾その中でも農業生産に関する記述に分量が割かれている。たとえば、「所々明地随分心ヲ

付、時相応ニ作可申事、猥ニ人ニ作らせ申間敷」（2カ条）、「茶・楮・菟蓐玉植続可申事、惣体大田拾カ村之御百姓ハ田畑第一也、此心越不知者百姓者合申間敷事」（3カ条）という記述からは、手作に対する意欲や農業生産に対する佐々木正任の強い意志を読み取ることができる。先述したように、寛政年間の段階で佐々木八右衛門家の経営は鉄山・酒造など多角的に展開され、とくに鉄山経営では、寛政5年～同9年には平均鉄売捌数が一つのピークを迎えた時期である。また、土地においても寛政9年には280石余りの耕作地を集積し、多くの小作地を経営するようになっていた時期でもあった。そのような状況のなかで、加計町域を中心に太田川諸村の百姓は田畑耕作が第一で、その意識を持たない者は百姓には向かないと断言しているのである。

同家の農業・土地経営に関しては、その所持地が手作地と小作地に区分されており、手作地については毎年「万之覚帳」などに米・餅米・麦・大豆・小豆・扱苧・茶などの収穫高が記録されていた。そのほか、農業生産に必要な鋤・牛鋤・鎌・肥桶・肥杓など農具の数量や、種類・品種別に種粃・種麦・種苧の数量なども記載されていた。手作地については、佐々木八右衛門家自らやその血縁者が直接農業生産を行うのではなく、経営を計画・管理したのちに、下人の労働力や、田植えなど集中労働の必要に応じ

表2 佐々木八右衛門家手作地における作物収量変遷（18世紀～19世紀初頭）

	享保4年	宝暦8年	明和8年	寛政8年	享和2年	文化10年
米	41.784	55.273	56.312	粃215俵	粃266俵	粃315俵
餅米	1.6	0.9	2.2	—	3.6	3.4
茶	137.2	473	—	518.5	232.69	—
麦	21.63	39.13	48.64	35.3	33.13	32.57
小豆	1.14	—	—	0.31	0.77	0.568
大豆	0.56	—	—	0.53	1.88	1.135
扱苧	40.64	152.6	122	129.2	—	110.05
楮	—	63.4	—	74.7	80.7	—
菜種	—	—	—	0.48	0.074	0.058
苧実種	—	—	—	0.325	—	0.585
唐黍	—	—	—	0.63	0.33	0.597

(註)「萬覚之日記」より作成。単位は基本的に石。但し、茶は斤、扱苧・楮は貫。

て投入する日雇いの労働力によって経営を行っていたようである⁽³⁰⁾。農業生産動向についてより具体的にみてみよう。

表2は、18世紀～19世紀初頭における佐々木八右衛門家手作地のおもな栽培作物とその収穫・加工状況を示したものである。同家は、享保4年(1719)には米・餅米を43石余、麦21.6石余、小豆1.14石、大豆0.56石を収穫し、そのほか茶137斤、扱苧40.64貫余を生産している。その後も楮や菜種が加わるなど品目や数量の年による変化はあるが、持高における一定部分を手作地として維持して経営にあたっていたことが窺える。

〔内証記〕には、先述の「茶・楮・菟蓐玉植続可申事」(3カ条)というものの以外に、「麻蒔之時分、念入まかせ候事、土こなしあしく候へハ生出あしく、大懸大打ニ為致間敷」(5カ条)というものなど、商品作物生産に関する記述が散見する。このうち、太田川流域の芸北諸村で栽培される麻苧の品種は「太田苧」とよばれており、奥州や関東で栽培されていた越後苧が導入され、多くの栽培技術の伝習や工夫が加えられて広まったとされる。文政年間の「国郡志御用ニ付下しらべ書出帳」によれば、加計町域の畑地における麻作付状況は、津浪村で3割、加計村で7割、下筒賀村では6割、下殿河内村では5割を占めていた⁽³¹⁾。麻栽培に関しては、播種の時期・間引き・施肥・麻虫の駆除などが重要で念入りに行われた。苧種の選別は、前年に収穫した麻種を箕に入れて何回も風選し、粒が重くて大きいものをそろえておく。種蒔きは、春彼岸過ぎに行われるのが通常であったが、その時期はしだいに彼岸以前もしくは彼岸中へと早まっていった。また、麻の種が発芽して二つ葉、四つ葉になる頃には麻虫が出るので、一つ一つ取りつぶすか、鯨油などを用いて駆除した⁽³²⁾。施肥では、加計村の事例として麻は肥しを好むので、干鰯・油粕などを広島から購入してきて肥料にしているという記載もあり⁽³³⁾、窒素分を多く含んで即効性のある金肥を使用していたことが窺える。

佐々木八右衛門家にとっても、商品作物としての麻苧、その加工品である扱苧は重要なものであり、茶や楮とともに入念な管理を心がけていたよ

うである。「内証記」は、いわゆる農事技術書や農事日誌ではなく家訓の史料ではあるが、「此事農業全書ニも見へたり、畑之端等見廻り心ヲ付可申事」（5カ条）という記述などから、『農業全書』など農書にも目を通し、それを自家の農業経営に反映させようとする佐々木正任の意識がそこに十分に見てとれる。その意識は、「畑之端々、打口念入草取可申、是等大様ニ致候得者、土草入込、且様畑せまりやせ申候」（6カ条）、「普請等致候得者、随分日徭（備）ニ而仕廻可申、百姓方之人を遣、作方行届不申候得者、後々迄田地おとろへ、草はへ可申、其一年ニ不限事」という草取りや田畑普請に対する記述や、「こやし之事随分仕、構可仕、茶ハ夏極而、笹ニ而もかたけニ而も一度不仕候而ハあれ申、少之事をいとひ候て小利大損也」という肥培管理に関する記述などからも窺え、農業の根本は土づくりにあるという、当時の農業技術の知識にもとづく正任の基本的な考え方がわかる。

「内証記」には稲作に関する具体的な記述もある。10カ条目には、「苗代之事、一反ニ付一畝程拵、時分見合候事、昔者当所拵者壹反壹斗宛之由、今時者七八升苗、夫ニ而も苗あまり候者、苗代広く相成候故、苗大長ニ出来候故也、大長ニ候へ者、植候時ニ苗損シ、或ハ苗株々ニ式三本宛植ても、厚キ様ニ見へ候て、本無数しこりあしき也、植付自然薄ク、前二者三石出来ニ当り候由、今時者何程豊年ニ而茂、ならし式石式三斗出来より多クハ不出来、尤上田者小苗ニ而よし、中下田ハ其心得可有之、大作之もの者晩田も少し者作り可申事、苜上ケ間よし」とある。史料には、苗代における薄蒔化や苗の生育に関わる問題、あるいは、上田・中下田ごとの植え付け差異や、労働配分を考えた晩稲栽培などへの配慮が見られ、ここにも佐々木正任の農業生産・農業技術に対する深い意識があらわれている。

田植えに際しても、「牛・早乙女田植之節、積りより多入可申事、少しニ而もかきくさし、或いは植くさし候得者、大損シ」（11カ条）と入念な代掻きや植え付けを行うべきことを指示し、そののちの除草に関しても「草取之事、無積り大勢ニ取らせ候得者、踏くさし候計リニ而、無益之事也」とその重要度を強調している。

また、稲作についても刈敷を中心とする肥培管理に言及している。たとえば、「朝草之事、植付仕廻次第苺らせ候事、七拾五日苺候得者、何時始メ候而も日数同事也、遅ク始メ候得者、人ニ苺連リ致損ンなり」(15カ条)と植え付け早々に柴草刈りを始めるように指示する記述や、「草刈之事、夏馬壱疋、壱人脊荷、一日ニ弐度、春秋者筐弐疋追、壱人ニ而脊荷」(14カ条)のような夏と春秋における草刈りの分量に関する記述、刈草の乾燥に関する記述などがみられる。さらに、「買草筐又手前之ものに苺らせ候損得之論有、是者何レも致見可申事、柴草抔者大勢參、幾日も苺而干置、馬ニ而取候かよし、肥者随分買も、からせも致可申」(14カ条)ともあり、購入肥料と自給肥料の使い分けとその損得勘定など、肥培管理の重要性を「農業専一是也」という言葉で説いている。

麦・麻の肥料についても、「こやしこがた拵置、新酒造込よりしろ水随分取可申事、尤上水は捨可申、古糠抔有之候ハ、少し宛ませ候而、麦麻のこへニかけ可申事、いわし程きけ申候」(24カ条)とあり、酒造の過程の「しろ水」を活用すれば干鰯にも匹敵する効果があることを書き残している。

施肥へのこだわりは、その肥料を採集する山の管理への記述にもつながり、「所々の山番念入可申事、旦那自身春秋毎ニ一度し見廻り可申、無左候ハ、番頭・手代ニ而も遣し」て山番に留意しなければ、「伐りばへ等へ草かり盗取候もの」が横行し、「山番ゆるかせ成ハ、十五年はへニ而壱貫目取置候所、後ニ者七百目も取られぬ様ニ」なり、「木なへ欠りてうすく成」ってしまうと戒めている(26カ条)。

一方、労働管理については、「支事之事ハ、毎ばん旦那手代作子立合、表ニ而可申合」、「我僂ニ人遣申間敷事、評議濟、作子より其晩ニ夫タニ可申付事」とあり(18カ条)、農繁期を中心に、労働力について家内で旦那や手代を中心に前日に検討して配分する体制をとっていたようである。

農業生産における牛馬の役割については、「内證記」には、「牛三疋、馬壱疋、但女馬也、何レ茂弐百五六拾匁位之、格別高直成牛馬ハ損ンなり、且又乗馬抔と名付、上馬を求メ立飼ヒニして置候事、おこりの至也、大田

ニ而者乗馬之用なし、船有故なり、一ヶ年ニ一式度も入用之事有之候時者、駕籠ニ而參可申事、供人かたニ而參ニ而も、年中馬の飼料程ハ入不申候」(21カ条)とある。寛政期、同家では、自作地を中心とした農作業に牛を3匹、馬1匹ほどを使用していたようである。「国郡志御用ニ付下しらべ帳」によれば、文政年間の山県郡全体平均の1軒当たりの牛馬数は約0.81匹で、農業用の牛馬所持に農民的階層差がある中で、佐々木八右衛門家の農業用に所持する牛馬数は少なくはない⁽³³⁾。しかし、加計町域のような山間部では、零細な錯圃形態の耕地も多いという条件を考え合わせると、田畑の耕起や代掻きなどにおいて、牛馬が効率的に使用されていたとは考えにくい。牛馬耕の本格的な使用には、乾田化をはじめとして技術的に克服すべき問題も多く、近世段階では、畿内・瀬戸内沿岸地域を例外として、全国的には大きく進展はしなかったとされ、佐々木八右衛門家における牛馬活用のあり方は、労働補助的なものに留まっていたと考えられる。また、当該地域における牛馬使用は、鉄山業の駄賃稼ぎや薪・扱芋などをはじめとする商品輸送・販売との関連も深い。さらに、史料中にもあるように大田筋では移動手段としての河川交通が存在していたため、乗馬のための高価な馬を所有することは奢侈に過ぎると戒めている。

農業生産に必要な諸道具についても、「惣別百姓方諸道具、何ニ不寄三枚迄多拵置」、「人ニかし可間敷、人の道具をかり可申敷事」としている。周知のように、近世の農業生産における農具の改良・発達はめざましく、備中鎌をはじめとして人力を補助して農作業の効率化・集約化を進め、生産性を大いに高めた。農具の所有も農民階層差がある中で、農業諸道具の予備をもつべきとする戒めは、同家の財政的余裕を示すとともに、農業に対する姿勢を窺わせるものである。

本節の最後に、佐々木八右衛門家の居村でもある加計村(町)の寛政期の状況についてふれた「内証記」における記述を引用しておきたい。

当加計町之者、先年下畑を丈夫ニ作り候而、商イハ耕作之手助ニ致候由、夫故壺軒も店かゝリニ造家無之、皆百姓家也、然ル処町中頃より

ハ百姓を止メ、不残商致、重扇をさして渡世イ致ス故ニ、只様不勝手ニ成行候、当町三度市立、他所もの置店等致、商致候事、従古来之仕来也、然ル処当郷ハ、田畑共元来荒砂所ニ而出来かたく候得共、市立有之、肥し多溜り候故、田畑麻麦等迄能出来候故歟、御高も上々也、是ハ全三度之市人多集候故、肥し多く候故也、然ル処当時町中之者、やゝもすれハ市日を相止メ申度旨、内々歎キ申候、当所者市日三度宛有之故ニ、郡中ニ而も場所之内也、月々三度之市日無之候得者、他所之在郷も同事也、市日相止メ候ハ、他所商人不參、店方之者ハ勝手能可有之候へ共、市立を相やめ候而ハ、肥し溜り不申候、百姓農業方大イニ不為ニ成申候、若此後ニ而も、市日を相止メ申度由願出候ハ、は、右之儀を申上、決而市日を止メ申間敷事（127カ条）

ここには、①施肥の利用で土壤に恵まれない山間部耕地を麻・麦の商品作物生産地にしていたこと、②近年、加計市町の発展によって農家によって商業店舗が主体となり、店舗売り上げを増やすため三度市廃止の動きがあること、③しかし、市の廃止は農業生産に不可欠な肥料集荷に支障をきたすため、廃止してはならないことなどが述べられており、佐々木正任の農業重視の立場を改めて確認できる史料といえよう。

第2節 「内証記」と「家産」への視点

「内証記」には、「家内」・「地域」・「経営」・「権力」などに関する記述に多くの部分が割かれている。以下、それらの内容を確認しながら検討を加えてみたい。

(1) 「家内」への訓戒

まず、家訓という性格上、当主自らの日常における姿勢に関する記述が多い。「朝者平日精進、昼ハ菜づけ、夕ハ向ニ肴一種一汁一さい、五節句其外年中行事二有、其外古礼ニまして馳走ケ間敷事、無用可為事」と質素な食生活を勧め、「朝六ツ時ニ起、夕七ツ過者書物を見て、無用ニも遊び不申事」と早起きや読書を奨励している（39カ条）。

遊芸に関しても、「犬遊芸・そうりり・三味せん・おんきよく事決而仕間敷」よう戒め、「うたい・ばんしょう等ハ格別」(40カ条)で認めるが、「謡ハ小うたいニ而よし、碁せうぎ者下手ニ而よし、人の機嫌もよし、亦相手多し」として、「一さい何ニ不寄、勝レ候ハハ、滅亡之端」(55カ条)であると断じている。近世において、豪農層が地域文化人として果たした役割の大きさは知られているが、佐々木正任の場合も、先代八右衛門正封の編による「松落葉集」を安永元年(1772)に発行している。「松落葉集」は、加計村を中心とする太田川上流地域の景勝53カ所の画に、漢詩・和歌・狂歌・発句で画賛を付すなどした作品であるが、編者の正封は鉄業商用などで度々上京するなど、見聞や交友関係も広く詩文をたしなむ機会にも恵まれ、杉葉軒主人と称し、臥麟と号した人物であった⁽³⁴⁾。また、佐々木八右衛門正任は、天明元年(1781)に「吉水園」(現、広島県指定名勝)とよばれる名園の造園に着手し、翌年には園内に「吉水亭」を落成させた⁽³⁵⁾。このように文化に対する深い知識と理解をもっていたはずの正任が、「内證記」に先述のような訓戒を記載するところに、あくまで「家業」を最優先におく正任の姿勢が再確認できる。一方で、遊芸を人的ネットワーク作りの手段ととらえている記述から、単なる「地方文化」の担い手には止まらない姿がかいま見えて興味深い。

「内證記」には、「礼儀」・「威儀」に関する記述も多い。「惣躰人者礼儀正、随分慇懃亭重ニ仕ル事第一也、人を正せんと思者、先己ヲ可正也、家来等へも常ニ此事申聞、いんきんニ致させ候事也」とし、「一躰田舎ハ其事甚うとし、上方ニ而一錢之茶代も平伏して請ル也、譬ハ酒ニ而も、三文買候而も、其者者御客也、是大切至極、家の繁盛衰微ハ此事ニ有」と記して、視点を都市と農村との比較や「家業繁盛」にまで広げて言及している(68カ条)。

子育てに関しても、「我子之事、男女共幼稚之時より、仕付方挨拶等大事也、気分高く身持儉約ニ可仕、立四書古文程」は続けさせ、「女子ハ手習・三味線・仕付方等、気分高く相成候様ニそだて、平日ハ下女同前ニ遣可

申]、「男子之分者、学文仕らせ候事、其程有べし、過ぎ候へハ必商売家職ニうときもの」(80カ条)となるので注意するよう戒める。挨拶、質素儉約など基本生活の躰に加え、女子には手習・三味線など初等・芸能教育や家事全般を必須とし、男子には学問の重要性を説きつつ、それが家業の妨げにならないレベルのものに止めるよう戒めている。

(2) 「地域」への視点・対応

「内証記」には、親類・地域住民などへの対応に関する記述もみられる。たとえば、「何事ニ不寄、家来親類他之人謀をし掛候を、虚実ヲ探候事第一也」、「事越被仕掛候而も、常躰ニもてなし、心ニ而はずす事、上手人之支事也」(42カ条)と記された部分がある。豪農佐々木八右衛門に対して縁者・家内、そして地域から種々の提案・要請があった場合、これを傾聴しつつもその「虚実」を探り、「事越」の内容については受け流すことが説かれており、「権謀と言事有、不言して自然ニ当ル様ニ致ス事也、平家物語評判ニ委し、此事越不知ハあやまち可有」(44カ条)、「他の言事を、我気ニ入ねばとて、即席ニ言消ス者有、大ニ悪敷事也」(47カ条)、「人を遣ふに口伝有、少賢キ者之言事越言時ニ不言、多少気ニ不入候而も、当分尤と問、内心ニ用ひねハ済也」(52カ条)などの記述にも通じる考え方である。「内証記」からは、家内への訓戒としてのみならず、地域において政治・経済・社会を背負わざるを得なかった豪農が、その運営に際していかなる心構えで臨むべきと意識していたか、その一端を汲み取ることができよう。

また、「内証記」には、「他家之人ニ、過分ニ米銀を致合力候得者、家来之もの不足出ル」(43カ条)ので見合わせるべきであり、「他所他国之物へ付合、至而したしく仕間敷事、必悪事有候、又ハ無礼等双方ニ有、品ニ寄帰り候而、亦致悪口事あり、惣別何人ニ不寄、至而心安ク能仁之様ニ思ひし事、一者な付と言也、大ニ悪敷事也、人善を備へ候得者、又悪も備へ候也」(46カ条)との記述もある。他家に対する金銭的な援助は控えるべきであることや、人には必ず善悪二面性があるから、他所・他国の者とは節度ある付

き合いを心がけ、無闇に心を許し過ぎる危うさを説いている。

さらに、「内証記」では、「他人付合之節、無礼或ハ雑言も有之候共、決而構」ってはず、「惣体人ニ当らすさわらず候得者、盗人之中ニ居候而も恐敷事ハ無之、是そ誠之大器の大丈夫と申もの也、少之事ニ口論、或ハ悪口雑言言腹立仕事、器量のせまきもの之業也」(85カ条)ともいう。

近隣・村内・近郷や他国における人間関係の重要性を十分に認識し、また何人に対しても誠実に接するべき「儒学的素養」も十分備えていたはずの豪農佐々木正任が、個人的な資質や社会的な立場からくる「他者」との関係における複雑さや困難さを痛感し、人間関係における「権謀」・「無難」さを旨とするよう戒めていることは、当該期の地域で豪農がおかれた立場を想起させ、これもまた非常に興味深い。地域との関係に対して、一見すると「後ろ向き」にも感じられるこの姿勢の背景には、「家」の維持・存続を最優先する豪農の考え方が存在し、これらの記述はその表れととらえることもできよう。

一方で、直接「家」に関わる人間関係については、「我親類歟、或ハ家来筋ニ而も、にげさるものをすくい候事大秘伝有」(41カ条)との記載がある。「借銀出来、家屋敷或ハ田畑等売払候様成」者がいる場合、「金銀遣した後、長切杯と申延候事」は「大ニわろし」対応であり、「是ニ而ハ当分斗リニ而後恩を忘レ」てしまうばかりであり、そのような時には「其田畑家屋敷当座ニ致、帳切此方へ買取候而、其俣其家家賃なし二年貢斗ニ而、其者置」ことが得策であると説く。この記述からも、佐々木八右衛門家を核に、それに連なる親族・家来との「紐帯」を重要視する姿勢が窺え、その意識の根底に横たわる、「家」とその維持に対する強い観念をみてとれる。

(3) 「権力」への対応

18世紀後半、幕藩領主の財政的な矛盾が深刻化していく中で、豪商農に対する「御用金」の発令・賦課や、藩による殖産興業政策への豪農商の「取り込み」が企図されていくようになるが、広島藩もこの例外ではない。そ

のような中で、「内証記」には、「御用銀之事，大躰前々之片合有，其家得用不相応ニ御用ニ相立候而者，身上不持」(58カ条)や、「何事ニ不寄，御公儀へかゝわり候事，商致ス間敷事」(57カ条)というように，藩政に関連する諸事から距離をおく慎重な姿勢がみられる。このことは、「大屋敷其外御家中江致出入事，決而無用としる斗(計)リニ而，損シ斗リ也，何之手筋之事入用之時者，其時出来ル也」(64カ条)という「御家中」との「結びつき」を不必要と戒める記述にもあらわれている。

そのほか、「御代名様方へ金銀調達貸シ之事，漸之間者利息も被下候得共，御代タニ而御勝手向キ之至極浮沈之有之もの也，頓而御払無之節致方無し，其外武家方・寺社方へ金銀貸方右同断，少しニ而も出し候得者，スタリと不思してハ出され不申間，決而御断申上，貸申間敷事」(120カ条)と，大名・寺社への融資を戒める記述もある。

さらに、「内証記」では，城下町商人の広嶋三国屋次郎左衛門が、「甲斐様へ銀四百貫目上候処，永々現米四百石宛被遣候御約束，後者少しも不被遣」という事例を引いた上で、「惣別人を釣ニ者利欲ニ而釣也，極楽浄土と言ニ而知るべし，随分欲心二つられぬ様ニする事なり，欲ニ極リ之なき物成」(97カ条)と論している。一見すると欲心を抑える訓戒にみえるこの箇条も，佐々木正任の権力との距離の取り方を示すものと捉えることも可能であろう。

佐々木八右衛門家の場合，地域有数の豪農として割庄屋をはじめ要職に就くことも多く，藩政改革における豪農とり込みや，さまざまな「思惑」による地域社会からのアプローチに対応せざるを得ない場面が存在した。しかし，寛政期における同家のスタンスは、「惣軀人者皆，此方を廻そう廻そうと掛り候を，そしらぬ様ニして居り候也，廻され候ハ之よりあしく，きわ立候もあしく，黙止して居ると云ふハ此時か」(104カ条)というものであり，実際には藩政や地域運営に関わらざるを得ない中で，決して積極的な姿勢とはいえない。そこには，先述のように，「家」の維持・継続や「紐帯」を第一義とする佐々木正任の意識が強く働いており，藩政との関わり

をそれらの阻害要因と意識していたものと考ええる。

(4) 「経営」への視点

佐々木八右衛門家の運営を仕切る「番頭」については、これを非常に重要視しており、「番頭仕候ものハ、所々掛廻り候ものつよし、惣辻田畑山川境并扱芋方諸事見合、家内之事脇手代へ用事有之時分ハ、夜ルも相詰可申事、是旦那之替也、能々人柄を見立可申事」と記している。その上で「小童立より石州大坂下関杯、所々取引有之候所、能知り候様仕立可申事、大躰幼少之時より、此ものハ行末番頭ニも可成ものと、目利遣り遣ひ、物事ニなれ候様ニ可致」と、経験を積ませて人材育成を図るべき事を述べている。また、「此役ニ者二代不相成、其親類不相成」と世襲を禁じ、「権威を付過不申」、「三拾五より内者仕間敷」と番頭に権限が集中しないことや一定以上の年齢であることを求めている（29カ条）。

手代についても、「手代召抱候ハ大事之事也、能々人物聞立、其上ニて他領成ハ其国之者壱人、当国之もの壱人、請状を書せ候事大法也、人者辺々不時成事出来候而大切成者也、手代扱者年数召仕候者也、其国之ものニ而も、受取受書必取、能々手堅ク可仕候事」と、手代の重要性和採用に際して保証人を付けて証明させるべきことを述べ、「人を抱候ニ者、其者之一家親族越聞合候事、忠臣わ孝子之門ニ有と云」とあるように、その家庭環境や「孝行」の度合も重視するよう論じている（89カ条）。

その他、「内証記」では、内男・下女など家内の者の具体的な人数の記載や、それらに対して「器量見合、折節者心付等遣し可申事」（38カ条）などを述べ、「家来ニ心附遣わし、或格別米銀貸遣候様之事、随分かくし可申事」（45カ条）という配慮を示し、それが「能もの手ニ付」るための要点であることを記している。

さて、同家では家内に関して起こる諸問題については、「大切成相談之事、分別も有之者我共三人ニ而やう評定」というように、少人数による相談・決定を奨励していた。しかし、「決シかたく吞込ミ不入候ハ、其者忒

人をのぞき、外のもの式人呼候而評定可仕」として、結論に至らない場合はメンバーを交代させて再検討するよう指示もしている。また、「相談合ニ人数多きハ決段成かたきもの也、其外あし敷事多し」として、多人数による評定決定の難しさを述べた部分もあり、「衆議」に対する消極的・否定的な「本音」を正直に述べている(以上、84カ条)。地域の諸問題を決定する「衆議」に参加する際に、このような意識が如何に顕在化するのに興味深い、残念ながらそれを確認する史料はない。

その一方で、「内証記」はあくまでも経営主体となるべきは当主であることも説く。「或者之曰、町人百姓之家者手代次第也、手代さへ能候得者、相立候様ニ申候、世見ニ亭主うつけニ而、番頭手代諸事支配致、相立候家も候得共、左様成家者、繁昌致不申候、是ミヨウ事なし也、家主さへ発明ニ才覚有之候得者、自然と少々小馬鹿成手代も賢く成也、兎角手代ニ権威をうばわれ不申候様ニ悉ク威勢もたし、手代一人ニまかせ不申候様、自身ニ諸事支配仕事、大家を持候大秘伝也」(103カ条)と、当主の才覚発揮やリーダーシップが何より大切であることをこの史料は述べている。

さて、佐々木八右衛門家は、鉄山経営・土地経営・酒造業など以外に村落における金融業も営んだが、「人ニ銀子越かし、其もの此方越倒シ、損ンをかけ候時、夫限りに儀絶致候事、損ン之上之損也」というように、貸付銀の焦げ付きを早々に損切りしてしまうマイナス面を論じた部分もある。むしろ、「此後者、米銀を其者ニ取られ不申様、内心用心して、下地之損ンを致候訳を以、世話をやかさせ候事」が肝心で、「其内ニ者、年々之内ニ自然と下地損ン銀、此方へ取戻し候事も有之もの」であって、「手切ニ致し候得者、二度戻り不申」(以上、101箇条)ことになるので、債権者の状況把握やそれへの対応を通じて回収をはかっていくことを勧める。金融債権回収の要点を述べているこの記述からは、豪農が自らが拠って立つ地域において金融業の運営に苦心しつつ、性急な処理ではなく、長期的に債権回収を図ろうとする姿がかいま見えよう。

先述したように、「内証記」は農業経営に対する記述から書き起こされる

など、「農本主義」的な側面を強くもっていた。その一方で、「内證記」には「人ハ町人百姓ニ不限、商心を不知候ハ、自然ますしく可成、尤直掛ケ商杯ハ心有者ハせず、時々相応之もの式三貫目宛者可仕事、是ハ内證事也、商物五貫十貫より高ハ仕間敷事、尤悪敷致スと中買えものニ取られ申候」(54カ条)との記述や、「商もの其年至而能出来、下直成もの買置、年を重て上りを待ハ必利也、又至而不出来成もの買可申、其年ニ上ル也、直段次第也、中出来中直段之ものハ必損ンなり」などの記述も残されている。18世紀後半、商品経済が急速に進展し、自己の経営においても農業外収入が多くなる中で、佐々木正任の中に「農本主義」と「商業主義」的な意識が並存し、彼がその調整を図ろうとしていたことが窺える。しかし、それでも「算ハ八算見一ニ而よし、其外田畑兄弟坪割程度候得者夫ニ而済也、至而執心者無用なり」(60カ条)というような算盤への深入りを戒める態度を示し、「商ニ大意有、先東西十二支、子ハ極陰ニして一渴之きざし有共、未延悪年多し、木火土金水之五行くり様有、享保子ノ年壬子也、大凶年ナリ、丑ニ至而漸強シ、一さいのもの能出来、直段下直也」(56カ条)というような、陰陽五行に基づく「運氣論」に依拠した商いの大意を説いている。佐々木正任の「商業」に対する意識の中心は、「悪敷致スと中買えものニ取られ申候、能々中買えもの売り廻り、才智ニ而不正成者見立候而遣可申」(54カ条)、「初心ニ而者仲買ニまわさるるなり」という記述にみられるように、「生産者」として仲買などに互していくために必要な「商心」というものであった。

「内證記」には、経営全般に臨む姿勢についても記されている。たとえば、「やれ売渡ニ儲うと言てハ、人か儲させ不申候、依之少し渡世イのあせりニ而、自然之道理ニ而なけれハ、儲られ不申候、急ニ儲だてを致し候得者、返而其虚ニ乗じて此方之宝を人ニ儲られ申候、夫も人ハ、一人してハ儲不可、大勢して世の道利を以て取申候」という記述がある(105カ条)。そこには、「宝」、すなわち金銀は大切なものではあるが、それは性急に得ようとしても得られず、それどころか機に乗じられて己の財を減らしてしま

うことにもなること、「世の道利」を大切に、経済の趨勢を見るべきことなどが訓じられている。また、「元来急キ無理り有之候故、人ニとられ申候。此道理をさとり不申候得者、一生身上得持不申候」(105カ条)とも記された部分がある。おそらく、「内証記」には、18世紀後半、寛政期に至るまでの同家の運営・経営を振り返り、その「性急」さを反省し、改めて今後の理念を考えようとする意図もあったと思われる。

(5) 「内証記」にみる「家」意識

実は、「内証記」の冒頭には、「惣体大田拾カ村之御百姓ハ田畑第一也、此心越不知者百姓者合申間敷事」という文に続けて、「御公儀より大切成御田地を預かり、作あらし候事、無勿体次第、別而大作大田地之ものハ可有心得」との訓戒が記されている(3カ条)。

幕藩制下の農民の身分的自己認識に関しては、深谷克己氏が「御百姓」意識の概念を提示されている。⁽³⁶⁾「仁君」である幕藩領主が「百姓」成立のために種々の「御救」などの「御仁政」を施すのに対して、「御百姓」は年貢・諸役を上納してそれに報いるという、イデオロギーが農民層に浸透し、「御百姓」意識が農民の生産・生活上の意識と闘争の意識の両面を支える基盤となったことを主張された。とくに、この領主に対する農民の身分的な関係意識である「御百姓」意識が、農民が一揆を遂行する際における自己の行動に対する「正当性」の根拠となっていたという論点が示されており、説得的である。

一方で、この「御百姓」意識が、生産・生活意識の中核となるまでに農民の意識を把握しえていたかどうかについては疑問を呈する考えもある。たとえば、「家」意識を生活史・社会史を含めた多面的視野で分析された大藤修氏は、「領主の『仁政』に報いるために「御百姓」を「相勤」——年貢・諸役の上納——めなければならぬという意識で日々の辛苦の生産労働に励んでいたのだろうか。否、むしろ第一義的には、子孫の繁栄のため、先祖の祭祀を絶やさず自らも死後先祖として子孫に祭祀してもらうため、先

祖伝来の「家」を守らねばならないという意識こそが、彼らの生産エネルギーを生み出す根源だったのではなからうか」と指摘されている⁽³⁷⁾。

また、大藤氏は、『御百姓』の所持地はイデオロギー的には『公儀』よりの預かりものとされるのに対して、農民自身は自らの所持地を先祖よりの預かりものである『家産』として第一義的には観念している」とされ、「土地に対する観念の面では『御百姓』意識と『家』意識とでは矛盾した関係」にあったとされる。そして、領主による「仁政」が機能し、農民の所持地＝「家産」と「家業」である農業経営が維持される限りは、両者の矛盾は農民に自覚されることはないが、18世紀に入って領主財政の逼迫などから「仁政」支配の理念と支配の現実に乖離がみられ、農民の「家産」維持・「家業」の存続が脅かされると、「農民をして『仁政』イデオロギーの虚偽性を見破らせ、領主を『仁君』としてではなく、自己の『家』の存在を脅かす存在としてその階級の本質を認識させる契機とならざるをえない」とも主張されており⁽³⁸⁾、これら大藤氏の提示される諸点は示唆に富み学ぶべきところが多い。

以上のような諸論点に位置づけうる十分な史料や分析はもたないが、本稿が検討した「内証記」の記述に即せば、次のように考えられる。領主に提出される建前の文言で記される願書・訴状の文面ではなく、「他見不免」と記された家訓的史料「内証記」において、先述したように土地は「御公儀」からの預かりものと心得るべきという内容が記載されている点は注目される。佐々木八右衛門家当主正任の中における「御百姓」的意識の浸透度や、その意識が「生産・生活意識の中核」といえるか否かについてには論証しがたいが、「内証記」では「御公儀より大切成田地を預」った上は、それを荒らすことは「天理ニも背ク道利ナリ」（3カ条）という前提を冒頭に示した上で、引きつぎ農業生産・技術に関する本格的な指示・訓戒が記されている。

また、鉄山業をはじめ多角的な経営を行っていた佐々木八右衛門家の「内証記」では、先述したように「農業之事、此後如何様ニ家とく出来候共、

必自身ニ心掛候事、是君子の遊なり」(88カ条)と強調されていた。また、「百姓者何程身上仕上エ、家督山林他株能候而も、家来任せニしてハ、自然ニ衰微妙致候也、何程之身上ニ候而も、田ノ底深淺ハ勿論、あぜのぬり様、水口の切様迄不知候者、百姓之うつけ也」(103カ条)という「農本主義」的な戒めも色濃くみうけられる。

その一方で、「内證記」の記述には、藩「権力」や「地域社会」と常に距離をおいていた同家当主の意識を示す記述が数多くみられ、同家の家業・家産を維持しつつ漸進的に発展させていくことを重視する訓戒も多く残されていた。このような意識のあり方が、佐々木正任の自身が「小農」ではなく、「豪農」=中間層という位置づけから導かれる固有のものなのか否かなど検討の余地が残るが、18世紀後半における豪農意識の一例として着目しておく必要はあろう。家督が大きくふくらみ、経営の中心は鉄山経営や地主経営などにシフトして多角的な諸経営を行っていた豪農佐々木八右衛門家の当主らは、依然として強い「百姓」意識を持ち続け、一方で、農業を「家職」、「家業」として観念し、それに精励して維持・発展させていくべきとの意識を一家訓の中に共有していたものと思われる。

お わ り に

18世紀後半、とくに宝暦・天明期、寛政期、広島藩では藩主浅野重晟のもと諸改革が実施された。⁽³⁹⁾悪化する藩財政に対して徹底した緊縮財政・質素儉約を旨とし、藩領国経済における国産自給化政策を展開するとともに、唐榲・漆・越後芋・茶・砂糖黍などの移植栽培など積極的な奨励策を打ち出した。とくに越後芋の導入栽培は、品種改良、技術伝習、生産加工の工夫などにより、太田芋の名のもとに当該地域に特産地帯を形成した。さらに、災害・凶作の頻発に対する救恤対策として藩独自の社倉法を実施したが、その運営にあたっては地域豪農の力を借りざるをえなかった。「内證記」のもとになった家訓を遺した第16代佐々木八右衛門正任は、寛政元年(1789)までに山県郡各村に麦46石1斗・粃443石を提供し、また社倉支配

役（頭取）となるなど、救恤対策の中心的な役割を果たした。そのため、寛政年間には、質素儉約，社倉法尽力，さらには御用金二千両の調達および村方支配抜群につき，正任は苗字を許され，年寄格筆頭・年36石永代下附・藩主郡廻の際の拝謁許可などの格式を与えられた。⁽⁴⁰⁾

このように，18世紀後半，佐々木八右衛門家当主の正任は，歴代八右衛門と同様に救恤対策に尽力し，それは地域社会において大きな役割を果たしていた。しかし，同時にそれは郡中一の豪農であった佐々木八右衛門家にとって少なからぬ負担となったであろうことや，鉄山経営・土地集積を進める同家の経営も「此方ニ元米急キ無理有之候故，人ニとられ申候」と躰を経験していたであろうことも想定される。そのような時代的・地域的な経験・背景は，佐々木八右衛門正任をして，「農本主義」を基本としながら，「家」の継続・繁栄を「家祖」と強く共有し，それこそを第一義とする意識に回帰させていったものと考えられる。ちなみに，対象とした山県郡加計地域にのこる「香草上河内家の開基及び家訓」の冒頭にも，「何卒後代ノ者，家名相続ノ儀第一ニ心カケ，身ヲ納メ，諸事儉約ニシテ不奢，家業ヲ勤テ不怠」との記述があり，ここにも「家」の存続を第一と考える豪農の姿が見て取れる。⁽⁴¹⁾

また，隅屋の6代正一が，隅屋先代の正任が書き遺したものを抜粋して「内證記」としてまとめた文政年間（文政10年）は，広島藩が本格的に国益政策を推進していった時代であった。山県郡でも割鉄，太田川流域の板・材木類，紙類などの国産品が奨励され，藩は資金貸付による生産量の増大と他国売りを強制して，その売上代金の藩庫吸収をねらっていた。末端の支配機構で割庄屋・庄屋役人を務める豪農層は，郡単位に「国産御用懸り役」として政策遂行の鍵を握らされていた。⁽⁴²⁾そのような状況下で豪農佐々木八右衛門家当主が，「先祖」の訓戒を改めて振り返り，今後の指針にしていこうとした可能性についても付言しておきたい。

本稿は，18世紀後半の寛政期という限定された時期における一家訓を検討し，その時代的背景から導かれる豪農の意識に関する考察を試みた。さ

らに視点を深めるためには、続く19世紀という時代を背景にした豪農の意識のあり方や、その意識と豪農の行動様式との関連について史料に基づき検証する必要がある。今後の課題としたい。⁽⁴³⁾

注

- (1) おもな研究成果として、久留島浩「近世後期の『地域社会』の歴史的 성격について」(『歴史評論』499, 1991年)、吉田伸行・久留島浩編『近世の社会的権力』(1996年)、平川新「転換する近世のパラダイム」(『九州史学』123, 1999年)、谷山正道『近世民衆運動の展開』(1994年)などがあげられる。また、中間層の経済的側面に重点をおいた分析も進展し、代表的なものとして、岩田浩太郎「豪農経営と地域編成」(『歴史学研究』755, 2001年)、舟橋明宏『近世の地主制と地域社会』(2004年)などがある。
- (2) 吉田伸行「社会権力論ノート」(『近世の社会的権力』, 1996年)
- (3) 渡辺尚志『近世村落の特質と展開』(1998年)
- (4) 豪農としての同家をあつかった主な研究には、藤田五郎『封建社会の展開過程』(1952年)、畑中誠治「太田騒動と扱学生産」(『史学研究』118号, 1973年)、畑中誠治「天保期における豪農の政治的意見」(『瀬戸内海地域の史的展開』, 1978年)などがある。
- (5) 加計隅屋文庫「加計万乗」。『戸河内町史』通史編, 第六章第三節
- (6) 『加計町史』資料編Ⅱ, Ⅲ-4-639。「内證記」の記述は、寛政年間に佐々木正任が認めた遺書の中から「家持入用之処」の部分を中心に、文政年間になって隅屋六代佐々木正一が抜粋したものである。ゆえに、記述内容は寛政年間の佐々木正任の意識が反映されたものであるが、その抜粋に関しては文政年間における正一の問題意識や視点が反映されているはずであり、それらの点に十分留意しながら「内證記」の構成を考える必要があろう。
- (7) 旧『加計町史資料』上巻, 一-三-一-3 (1961年)
- (8) 加計隅屋文庫「加計万乗」
- (9) 加計隅屋文庫「加計万乗」。旧『加計町史資料』上巻
- (10) 『加計町史』資料編Ⅰ, Ⅲ-1-1
- (11) 隅屋文庫「加計万乗」。『加計町史』資料編Ⅰ, Ⅲ-3-348
- (12) 『加計町史』資料編Ⅰ, Ⅲ-3-350
- (13) 旧『加計町史』上巻, 二-三-五-二 (1961年)
- (14) 旧『加計町史資料』上巻, 四-1-1
- (15) 『加計町史』資料編Ⅰ, Ⅲ-1-4

- (16) 『加計町史』資料編Ⅰ，Ⅲ－1－4
- (17) 旧『加計町史資料』上巻，一一三一一－5
- (18) 同(9)
- (19) 『戸河内町史』通史編，第六章第三節，2002年
- (20) 旧『加計町史』(上)，425～435頁
- (21) 同(9)
- (22) 『戸河内町史』通史編，第六章第三節，表六一二四
- (23) 同(9)
- (24) 向井義郎「近世における鉄山経営の形態－芸州佐々木家の鉄山業を中心として－」(『史学研究』59号)
- (25) 同(9)
- (26) 加計隅屋文庫「萬之覚日記」
- (27) 『広島県史』近世2 (1984年)
- (28) 加計隅屋文庫「加計万乗」，同「年貢方覚日記」
- (29) 以下，「内證記」の史料については，とくに断らない限り『加計町史』資料編Ⅱ，Ⅲ－4－六三九による。また，本文中の箇条数は筆者が最初の一箇条目から便宜的につけたものである。
- (30) 加計隅屋文庫「萬之覚日記」
- (31) 旧『加計町史資料』上巻
- (32) 加計・隅屋文庫，「年中行事」
- (33) 「国郡志御用ニ付下しらべ書出帳」(旧『加計町史資料』上巻)
- (34) 旧『加計町史資料』上巻，一一三一一－3
- (35) 旧『加計町史資料』上巻，二一四一－二
- (36) 深谷克己「百姓一揆の意識構造」(『増補改訂版 百姓一揆の歴史的構造』，1986年)
- (37) 大藤修『近世農民と家・村・国家』，第三章 (1996年)
- (38) 同(37)
- (39) 『広島県史』近世2 (1984年)
- (40) 加計隅屋文庫「加計万乗」。旧『加計町史』上巻二一四一－四 (1961年)
- (41) 『加計町史』資料編Ⅱ，Ⅲ－4－六四六
- (42) 同(39)
- (43) 19世紀の豪農の政治的意識を検討したものに，畑中誠治「天保期における豪農の政治的意見」(『瀬戸内海地域の史的展開』)がある。畑中氏は，佐々木八右衛門正熙(隅屋7代)が，19世紀中頃，天保期から弘化期にかけて，藩に対して藩政に関する建議として提出した「内密頭書」や「内密申上ル願書」を題材に詳細な検討を加えた。同稿では，天保期の藩政危機の中で，「藩は領内の割庄屋＝豪農，城下町の御用商人＝豪商を，藩制の『勘定所』支配系列に位置づけ」，あるいは「彼らに

対して意見具申を求めた」が、「隅屋に代表される豪農層は、危機にさらされた在方生産者の立場にたった発想」によって、特権的御用商人が「藩と結託した収奪を強化する態度や、また藩債引受けを代償として国産品の全積登せを藩に強要せんとする」ことを批判したこと、またこの天保期の時点でも、佐々木（隅屋）八右衛門当主には、「農ヲ勸事、御国政之根本与奉存候、農を勸事者民を愛するニ可有御座奉存候」と「農本主義」的意識や農業生産者意識がかいま見られたこと、しかしその一方で自己の農業経営自体が弱体化し、また農民の階層分化にともなう「村方貧農・小作層との対立が激化」し、「日常的に打毀しの対象」とされた豪農層は、「寄生地主制的転換」を遂げつつ、「藩の構造的改革を提唱する深さと強さにおいて、藩政への接近を試みんとするに至った」ことなどが指摘されている。佐々木八右衛門家（隅屋）が、藩政との共生関係を図ったか、地域の運営主体となっていたかなどの論点を含め、改めて再検討していく必要があると考える。